

海外経済要録

国際機関

◆ IMF、保有金の競売方式を変更

IMFは、8月24日、第3回目のIMF保有金売却(注)(約78万トロイ・オンス、9月15日実施)に際し、競売方式を変更する旨発表した。

今回の金競売方式において前回までと異なる点は次の2点である。①第1回(6月2日)および第2回(7月14日)の入札の際に実施された共通価格(common price)方式(IMFが決定した最低価格以上で応札した落札者は自己の応札価格に関係なく最低価格で金の引渡しを受けることができる)は取りやめられ、応札価格(bid price)方式(IMFが決定した最低価格以上で応札した落札者はそれぞれの応札価格で金の引渡しを受ける)に変更された。②IMFは、入札日の翌日に、落札者の名前を公表することとした。

(注) IMF保有金の市場売却については、6月号「要録」参照。

米州諸国

◆米国、連銀の季節資金貸出弾力化のためレギュレーションAを改正

連邦準備制度理事会は8月25日、中小加盟銀行に対する連銀の季節資金貸出を弾力化するため、レギュレーションAを改正し、即日実施する旨発表した。本改正のねらいは、預金・貸出面で季節的な変動を大きく受ける農業地帯等地方所在の中小銀行がその地域の需資に十分応じられるように配慮したものとされている。改正点は次のとおり。

(1) 連邦準備制度加盟銀行がフェデラル・ファンドを放出していても、放出超過額がその銀行の通常の実績(normal operating experience)の範囲内にとどまっているならば、連銀の季節貸出を受けることができる(従来はフェデラル・ファンド放出超過となっていた銀行は季節貸出を受けられなかった)。ただし、フェデラル・ファンド放出を増やすための季節借入れは認めない。

(2) 加盟銀行の季節的な資金不足額が前歴年中の預金量平残に対して連邦準備制度の設定する下記比率を乗じた額を上回る場合、その超過額の範囲内で連銀は季節貸出を行う。この比率は、預金量平残のうち1億ドル

以下の部分については4%、1億ドル超2億ドル以下の部分については7%、2億ドル超の部分については10%とする(従来は一律5%)。なお、年間預金量平残が5億ドル以上の銀行は中央の金融市場での資金調達が容易である事情にかんがみ、原則として季節貸出を受けられない。

(3) 連銀の季節貸出を受けるための季節的な資金不足は最低4週間継続することが要件とされる(従来は最低8週間)。

(4) 季節貸出を受けるため、事前に借り入れ取決めを連銀と行っておくことは望ましいが、これは必ずしも必要としない(従来は必要)。

◆カナダ大蔵省、銀行法改正に関する白書を発表

カナダ大蔵省は、来年に10年ごとの銀行法(The Bank Act)改訂時期(注1)(1977年6月30日)をひかえ、かねてより法改正のための原案を作成中であったが、8月23日、改正案を提示した白書(White Paper on the Revision of Canadian Banking Legislation)を発表した。

本白書による銀行法改正案の主たるねらいは、国内金融機関相互間の競争促進および外国銀行の条件付き進出認可等を通じ金融制度に極力競争的な条件を導入し、カナダにおける銀行の体質強化を図るところにあるとされている。カナダ大蔵省は銀行界等関係方面から同白書に対するコメントの提出を求めており、これを織り込んだ上で議会に銀行法案提出等法改正の手続きを探るものとみられている。

改正案の骨子は次のとおり。

(1) 手形交換制度の拡充

銀行法に付随する法律として「カナダ手形交換協会法(The Canadian Payments Association Act)」を新たに制定し、これに基づき「カナダ手形交換協会」を設立、特許銀行(Chartered Banks)のみならずクレジット・ユニオン、信託会社、抵当貸付会社などのニア・バンクス(Near-Banks)等も同協会の一員として手形交換業務に参加できるものとする。同協会の会員は、準備預金積立およびカナダ預金保険制度加盟等の義務を負う。

(2) 特許状付与条件の緩和

銀行の営業免許は、現行の議会の特別法(special Act of Parliament)による銀行設立認可制に代り、大蔵大臣の勧告に基づき総督(Governor in Council)(注2)によって発行される特許状(letters patent)によって営業が許可されるものとする。

新銀行設立の環境作りのため、カナダ・ドル建通知

預金、および当初満期1年以下(指図書により現金化可能のものに対しては期間1年超であっても適用)の定期預金に対する法定支払準備率を残高5億ドルまでに限り2%とする(注3)(現行は一率に4%)。

(8) 外国銀行の対カナダ進出許可

外国銀行は、カナダ法人の子会社設立によってカナダ国内で銀行活動を行うことを許される(注4)(AgencyやBranchの設立などによるカナダ進出は認められない)。この場合、設立される法人は、①授權資本金5百万ドル、払込資本金2.5百万ドル以上を有すること、②総資産は授權資本の20倍(当面授權資本金は最大25百万ドルとされるので、総資産の上限は500百万ドル)、③役員の半数以上がカナダ国籍を有すること、④営業店舗数は5店以内であること、などの諸条件(注5)をみたすことが要求される。

カナダ国内で営業を許された外国銀行は、現在活動中のFinancial Corporations(注6)を含め、準備預金積立義務など特許銀行と同様の国内規制に服する。

(4) 銀行周辺業務の拡大等

銀行に対して、リース業(leasing)や債権買取業(factoring)等の業務を認める(注7)。しかし、銀行の社債引受け業務は禁止することとする。

(注1) 連邦法である銀行法は10年ごとに更新されている。

(注2) 内閣による助言が前提となる。

(注3) なお、要求払預金に対する法定支払準備率は、現行通り12%となっている。

(注4) 政府は外銀全体の国内commercial lendingに占める割合が当面15%を超えることのないよう制限するとされている(現在の外銀系金融機関のシェアは3%強)。

(注5) ただし、10%以上の株式をカナダ市民に手放すことによって当該子会社のカナダ化(Canadianize)が行われた場合、規模に関する諸制限は除去される。

(注6) 現在約60の外銀がFinancial Corporationsに出資、うち半数は米系銀行。

(注7) これら金融サービス業務は、現在Financial Corporationsのみが行っている。

◇カナダ、マネーサプライの増加目標値を引下げ

カナダ銀行は8月24日、マネーサプライ(M_1 =現金+特許銀行要求払預金)の増加目標値をこれまでの年率10~15%(75年11月発表、75年第2四半期平均残高基準)から、今後年率8~12%(76年2~4月平均残高基準)に引下げる旨発表した。

今回の目標値引下げにあたり、カナダ銀行ブイ総裁は要旨次のような談話を発表した。

「今回の措置は、①物価上昇テンポが漸次鈍化するにつれて、マネーサプライの増加目標値を適宜引下げなければならないとのかねてからの明確の線に沿ったものである。最近のマネーサプライの増加基調は妥当なものと

考えられるので、今回の目標値引下げは当面の政策運営方針の変更を意味するものではない。②カナダのマネーサプライは週あるいは月ごとに大幅なふれを示しているが、カナダ銀行としては基調的な増勢が変化したと判断しない限り、マネーサプライの短期的な変動に対応して、大幅に政策を変更することはない。③さらに金融政策の運営に当たってカナダ銀行は、 M_1 の増加率のみに依存することなく、より広義のマネーサプライを含む各種金融・経済指標を併せ勘案している」。

◇メキシコ、ペソ変動相場制に移行

メキシコ政府は8月31日、1954年以降22年間にわたって維持してきた対米ドル固定平価(1ドル=12.50ペソ)を放棄し、対米ドル・ペソ・レートをフロートさせることを決定し、9月1日から実施すると発表した。なおペソの変動相場制移行直後の9月3日のニューヨーク外国為替市場では、1ドル=20.5ペソ(中値)と8月31日以前の固定平価比約40%の大幅下落をみた。

ベタ(M. R. Beteta)蔵相は、今回の措置のねらいについて「輸出・観光収入の増加および逃避資本の再流入、さらには輸出競争力強化に伴う国内雇用の増大を期待している」と述べるとともに、「主として投機や不規則な相場変動を避けるため、メキシコ銀行(中央銀行)は適宜介入を行う」との方針を明らかにした。本措置発表と同時にさらにこれを補強するためメキシコ政府は、①不当利得吸収を目的とした輸出税の賦課、②公共部門赤字の削減③中央銀行による貸出規制、④賃金・物価抑制策および⑤輸入規制の緩和等13項目に上る総合的経済対策を発表した。

欧洲諸国

◇英国政府、雇用促進対策を発表

1. 英国政府は8月3日、若年層約63千人を対象とする雇用促進対策(総額24.4百万ポンド)を発表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 新規学卒者試用促進計画(work experience program)(19百万ポンド)(注1)

労働力供給委員会(The Manpower Services Commission)は、トレーニングとして試用される16~18歳の若年労働者の賃金(1人当たり週15ポンド強)(注2)を負担する。期間9月1日以降1年間。対象人員約30千人。

(注1) 19百万ポンドのうち約5割は、失業保険給付減少等と見合う結果、実質的な財政負担増は約9.5百万ポンド。

(注2) 本計画の詳細は検討中のため、賃金額についても未定。

(2) 若年層雇用補助金(youth employment subsidy)(注)
の支給(5.4 百万ポンド)

最低 6 か月間失業していた20才以下の労働者を雇用した企業に対し 1 人当たり週10 ポンド支給。期間10月 1 日以降 6 か月間。対象人員約30千人。

(注) 本措置は新規学卒者(18才未満で学校教育を終了した者)に対する補助金支給計画(50年10月号、51年3月号「要録」参照)の9月末期限切れに伴いそれに代るものとして新たに導入された。

(3) 若年層職業訓練の推進(既計上予算額内で対処)

労働力供給委員会は若年層を対象とする職業訓練の対象人員を 3 千人増員。

2. 本措置発表に際しブース雇用相は「失業者数は本年後半(later this year)には減少し始めよう」との見解を示すとともに、6 月卒業の新規学卒者の就職が極めて困難で、若年層の失業水準が非常に高くなつたため、「過渡的な救済措置が社会的、経済的に必要となつた」とその背景を説明している。もっとも本措置は、若年層の失業水準(約50万人)に比しその規模が小さく雇用対策としては不十分との見方が多い。

◇英國政府、預金取扱機関の監督、規制等に関する白書を発表

1. 英国政府は 8 月 3 日、「預金取扱機関の免許制と監督(The Licensing and Supervision of Deposit-Taking Institutions)」と題する白書を発表した。同白書は預金取扱機関(以下、「預金機関」という)の一部に対する免許制の導入および預金者保護のための基金創設等を提案しているもので、政府ではこれらの提案を立法化する方針を明らかにしている。

その概要は以下のとおり。

(1) 提案の趣旨

預金機関に対する法に基づく監督、規制は、従来、住宅金融協会等一部の金融機関について行われていたにとどまり、それ以外の金融機関については包括的な規制を定めた根拠法はなく(注)、従ってこれらの金融機関は為替管理法(The Exchange Control Act 1947)等個別業務に関する法律による規制に服するにとどまっていた。また、こうした個別業務を規制する法律の規定により「銀行業務取扱機関(banking undertakings)」と認められる金融機関は多岐にわたっており、この結果、各種の関連法規を通じて横断的に共通する「預金機関」の明確な概念規定もなかった。

(注) 英蘭銀行はロンドンおよびスコットランド手形交換所加盟銀行等主要銀行部門(primary banking sector)に対しては、法律に基づくものでないが、従来から監督(prudential supervision)を続けている。

このような状況のもと、英蘭銀行の監督が行き届かない預金機関のなかには1973年末から74年にかけて経営難に陥るものが発生、英蘭銀行は、預金者保護のため、それら機関の救済を余儀なくされるという事態が生じた。このため政府は、預金者保護と金融制度の強化を図る観点から預金機関に対する法的な監督、規制の導入を図ることが必要であると判断した。これは E Cが銀行等の金融機関に対する監督を強化しようとしている方向とも軌を一にするものである。

(2) 監督、規制等の概要

イ. 預金取扱業務の認可

全ての金融機関は次の場合にのみ預金取扱業務を行うことができる。

- (イ) 英蘭銀行が、銀行として法律の規定に基づき「認定」(statutory recognition)した場合(以下認定銀行といふ)。
- (ロ) 上記認定は受けられないが、英蘭銀行が預金取扱いに関する「免許」(licence)を与えた場合(以下免許預金機関といふ)。

(ハ) 住宅金融協会、信託貯蓄銀行、国民貯蓄銀行(National Savings Bank)等すでに法律等に基づき預金取扱いを認められており、かつ監督当局の規制をうけている場合。

ロ. 認定基準等

- (イ) 認定基準は、英蘭銀行が大蔵省と協議、決定のうえ公表する。その際対象となる項目は準備資産(reserves)、資本金の状況、業務の内容等。なおロンドンおよびスコットランド手形交換所加盟銀行等主要銀行部門の大部分は認定されることになろう。
- (ロ) 認定銀行に対する監督は強化されることとなるが、その方法(the arrangements for their supervision)については従来の方針を踏襲する。

(ハ) 認定を否認または停止された金融機関は大蔵省に対し異議を申立てて(appeal)権利を有する。

ハ: 免許基準等

- (イ) 免許を取得するためには、法律で規定する条件および英蘭銀行が大蔵省と協議、決定のうえ公表する基準を満たす必要がある。その際基準の対象となる項目は資本金および準備資産の額、業務運営方針、過去の業績等。

(ロ) 免許申請を却下され、あるいは免許を停止された金融機関は大蔵省に対し異議を申立てる権利を有する。

ニ. 「銀行」という名称の使用、宣伝に対する規制
認定銀行は「銀行」という名称を使用できるが、

免許預金機関はそれを使用してはならない。ただし、国民貯蓄銀行、信託貯蓄銀行は「銀行」という名称を従来同様使用することができる。

また、大蔵省は、英蘭銀行と協議のうえ、預金に関する広告の内容、形式についての規則を定めることができる。

(3) 預金者保護基金の創設

上記の監督、規制によっても預金機関が経営難に陥るのを完全に防止することは困難であるため、小口預金者保護の観点から預金者保護基金(Deposit Protection Fund)を創設する。同基金は英蘭銀行が管理するものとする。

なお同基金の詳細については目下検討中であるが、預金金額が1万ポンド以下(1万ポンド超の場合は1万ポンドまで)の預金を対象とすることを考慮している。

(4) 議会に対する報告義務等

英蘭銀行は、金融機関の監督状況につき年1回議会へ報告することを要するほか、上記(2)ロ、ハの認定基準および免許基準の設定、変更等につきその内容を議会に提示しなければならない。

2. 本白書に対する金融界の反響をみると、預金機関の監督、規制強化は必要不可欠の問題であるとしてこれを是認する向きが多い。しかしながら預金者保護基金の創設については、手形交換所加盟銀行は反対の意向を示しており、「同基金が創設されることとなれば預金金利の割高である中小金融機関の方に預金が流れる傾向がでてこよう。もともとこの制度は、金融機関に対する監督、規制を強化しきさえすれば不要なものであるし、他のEC諸国にも法律に基づいてこうした制度を導入した例はない」(J. Montgomery ロンドン手形交換所加盟銀行委員会議長)として上記基金の創設に反対の意向を示している。

◇英国、輸出信用制度の一部改正を発表

英国政府は8月4日、輸出業者に対する保護を強化するため輸出信用制度(the export credit guarantee scheme)(注)を一部改正し、10月1日より実施する旨発表した。

(注) 輸出信用保証局(The Export Credit Guarantee Department, ECGD)による輸出優遇策は大別して次の3種類である。

(1) 輸出保険……ECGDは英國輸出業者が海外の輸入業者に対して供与した輸出信用が、輸入業者の商業上の理由、外因の措置等により損失を被った場合、これを補償する。

(2) 積資保証および再割引……ECGDは英國の銀行が輸出業者あるいは直接海外の輸入業者に供与した輸出信用の全額を無条件で保証し、また、銀行に対し前記信用の一定割合につき再割引を行う。

(3) インフレ保険……ECGDは、輸出向け資本財につき、その

製造期間中にコスト上昇が生じた場合、その一定割合を補償する。

今次制度改正は、輸出取引に伴う先物為替取引等から生ずる損失(注)についても新たに上記(注)(1)による輸出補償の対象に加えることにしたもので、この改正の結果輸出業者が外貨建て輸出契約締結に伴う先物カバー取引等を行うことによって為替相場変動に伴う損失を被った場合には、次の範囲内で上記損失に対する補償を受けることができることとなった。

(1) 期限6か月以内の信用を伴う輸出契約については、輸出契約額(外貨建て)を輸出契約時のポンド相場で換算した補償額(ポンド建て)の10%。

(2) 期限6か月超5年以内の信用を伴う輸出については、輸出業者の支払う保険料の額に応じて別途定められる金額。

(注) 輸出業者が外貨建て輸出契約を締結後、その代金回収が不能となった場合には、現行制度のもとでも輸出業者は輸出契約額(外貨建て)を輸出契約時のポンド相場で換算した補償金(ポンド建て)を受けることができる。しかしながら外貨建て輸出取引が行われる際には通常輸出代金回収の際の為替相場変動に伴うリスクを回避するために、先物為替取引(輸出代金入手予定期点を実行日とする外貨の先売り契約)の締結等のカバー取引が行われている。従って輸出業者は輸出契約代金については現行制度のもとにおいても補償されるが、上記のようなカバー取引に伴う為替リスク(先物為替契約履行等の時点でポンド相場が下落していると当該先物取引<外貨売・ポンド買>の実行に伴い損失を被ることとなる)は補償されないこととなる。

◇英国政府、織物機械および印刷機械産業への投資補助等を決定

1. 英国産業省は8月13日、本年2月発表の産業投資補助制度拡充(3月号「要録」参照)の一環として、織物機械および印刷機械両産業の近代化投資促進のため、それぞれ20百万ポンド、15百万ポンドの資金援助を行う旨発表した。

2. また英国政府は8月10日、昨年8月以降実施されている工作機械産業(machine tool industry)への投資補助(50年9月号「要録」参照)の対象範囲を次のように拡大する旨発表した。

(1) 工具(one-off tooling)および組立機械(assembly machines)両製造業を新たに対象に加える(従来は金属工作機械のみ)。

(2) 中小企業の本制度への申請を促すため、対象適格プロジェクトの金額最低限度を引き下げる(1プロジェクト5~10万ポンド→2.5~5万ポンド)。

本措置は、これまで申請件数が少なく本制度の補助を受けた企業が6企業(9プロジェクト)、合計金額1.9百万ポンド(予算上の補助限度額200百万ポンド)と利用状況が極めて不十分のため採られたもの。

3. 上記諸措置は、7月7日の国民経済発展審議会(NEDC)において政府、産業界、労働界代表が合意した成長部門産業に対し選択的援助を行うとの産業戦略に沿って実施されたものである。

◇英国政府、海外スターリング地域居住者に対するボンド融資に関する為替管理を強化

英国政府は8月23日、海外スターリング地域居住者に対して銀行が行うボンド融資に関して為替管理を強化し、24日から以下の諸点につき新たに実施する旨発表した。

その内容は次のとおり。

(1) 銀行は、海外スターリング地域居住者に対し行うボンド融資が財貨取引(an actual current movement of goods)に伴うものであることを証明する書類を英蘭銀行に提出すること。

(2) 融資期間は180日以内であること。

(3) 上記条件を満たさない既往融資分については、経過措置として6週間に限りその継続を認める。

本措置は、最近のボンド不安時に、この種の融資をボンド売投機のために利用する動きがみられたことにかんがみ採られたものである。

◇西ドイツ、8%ものおよび8.25%もの連邦債、8.25%もの連邦鉄道債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は、8月11日に2本立ての連邦債発行(本年第4回目、2本立てとしては同2回目)を、8月24日に連邦鉄道債の発行(本年第3回目)をそれぞれ決定した。これら債券の発行条件は以下のとおりであり、その消化状況は、8月に入って債券市場の地合いがやや好転したこともある、比較的良好であったと伝えられる(国別動向参照)。

(1) 連邦債(カッコ内は前回<7月中旬>発行分)

① 8%もの ② 8.25%もの

発 行 額	500百万 マルク	300百万 マルク	(800百万 マルク)
-------	--------------	--------------	----------------

表 面 金 利	8%	8.25%	(8 %)
---------	----	-------	---------

期 間	5年	8年	(5年)
-----	----	----	--------

発行価格(対額面) (金額比)	99.75%	99%	(99.5%)
--------------------	--------	-----	----------

応募者利回り	8.06%	8.43%	(8.13%)
--------	-------	-------	----------

売 出 し 期 間	8月16~18日	<ただし発行額中上記	
-----------	----------	------------	--

① 100百万マルク、同②30百万マルクについて、ブンデスバンクが市場価格操作のために留保する>

(2) 連邦鉄道債(カッコ内は前回<8月上旬>発行分)

発 行 額	400百万 マルク	(700百万 マルク)
-------	--------------	----------------

表 面 金 �利	8.25%	(8 %)
期 間	8年	(5年)
発行価格(対額面) (金額比)	99.75%	(99.5%)
応募者利回り	8.29%	(8.13%)
売 出 し 期 間	8月30日~9月1日	<ただし上記発行額中40百万マルクについては、ドイツ交通信用銀行が直接引受け、さらに60百万マルクについては発行者が市場価格操作のために留保する>

◇西ドイツ、イタリア向け金担保借款の更改に合意

1. 西ドイツ政府は8月25日、イタリア向け金担保借款(注)(9月5日期日到来)の更改を決定、9月3日ブンデスバンクとイタリア銀行との間で更改の条件につき次のような合意が成立した。

(1) 信用供与額……20億ドル、ただしイタリアは当面15億ドルの借入れにとどめる。

(2) 担保……イタリア保有の金516トン(現行通り)、ただし担保となる金の評価額は6ヶ月ごとに見直される。

(3) 期間……6ヶ月、ただし6ヶ月ごとに3回まで更新可能、従って最長2年間。

(4) 金利……ニューヨーク市場TB金利を基準に決定。

(注) 同金担保借款は74年9月に20億ドル実行され(49年10月号「要録」参照)、うち5億ドルについては75年3月に返済された後、76年3月に再び供与されていた。

2. 本措置の経緯は次のとおりである。すなわち、イタリア政府は、同国の国際収支が依然として大幅赤字を続けているため、同借款の返済は困難として8月初来、担保となる金の量は据置きのまま20億ドル全額の更改を西ドイツ政府に要請していた。しかし西ドイツ政府は、最近の金相場の急落にかんがみ、金担保の積増しを要求、両国の意見が対立した。このため信用供与額(クレジット・ライン)としては20億ドル全額を更改するが、イタリアはこのうち5億ドルを期限どおり返済し、当面15億ドルの借款にとどめる代りに金担保の積増しは行わないことで両国の合意をみたものである。なお西ドイツ政府は本借款更改交渉にあたり、イタリア政府に対し同国の輸入保証金制度(6、8月号「要録」参照)など輸入規制措置の早期撤廃等を要請したと伝えられる。

◇西ドイツ、干ばつ対策を決定

西ドイツの連邦および州政府は8月25日、干ばつ被災農家救済のため、総額120百万マルクの支出を決定した。このうち90百万マルクは、被災農家の銀行借入金に

に対する利子補給(借入金利のうち年利5%分につき3年間支給、これにより6億マルクの低利借入れが可能)に充当され、残余の30百万マルクは緊急事態に備えて留保される。

◆フランス、対外直接投資規制の一部緩和等を決定

1. フランス大蔵省は8月8日、居住者の対外直接投資および非居住者の対外直接投資に係る規制ならびに居住者による非居住者に対する保証に係る規制(本規制は1974年7月26日付大蔵省通達に基づき同年8月17日以降実施)の一部改正を通達、即日実施に移した。

今次措置の概要は以下のとおり。

(居住者の対外直接投資に関するもの)

- (1) 居住者が大蔵省に対する事前申告または同省の事前承認を要しない対外直接投資の上限を年間1百万フランから3百万フランに引き上げる。
- (2) 対外直接投資を行った居住者は、今後は投資額の多寡にかかわらず、毎年定期的に大蔵省(海外県または海外領土に居住する者は経済協力中央金庫<Caisse Centrale de Coopération Economique>(注))に対し以下の書類を提出しなければならない。

イ. 投資先の貸借対照表、営業報告書、損益計算書。
ロ. 投資先の資本金、株主構成、業務内容の変更があった場合はそれらに関する資料。

(注) 1958年に設立された政府系金融機関。政府補助金、政府および市中借入れにより調達した資金を原資として海外県、海外領土ならびに発展途上国に対する開発融資を行なう。

- (3) 居住者が対外直接投資により新規発行有価証券を取得した場合は、今後当該居住者は取得した有価証券をフランスの外国為替公認銀行経由でフランスに送付せしめるか、あるいは投資先国におけるフランスの外国為替公認銀行に預託しなければならない。

(居住者による非居住者に対する保証に関するもの)

居住者が、大蔵省に対する事前申告または同省の事前承認なしに行い得る非居住者に対する新規保証の上限を年間1百万フランから3百万フランに引き上げる。ただし、別途対外直接投資を行っている場合は、前記上限は、対外直接投資と新規保証の合計額に対して設定される。

(非居住者の対外直接投資に関するもの)

不動産取引を主たる業務とするフランスの企業に投資していた非居住者が、1百万フランを超える投資資金の引揚げを行う場合には、資金引揚げ方法のいかんにかかわらず、当該非居住者の引揚げ資金の送金を依頼された外国為替公認銀行はフランス銀行(非居住者

の投資しているフランス企業の所在地が海外県または海外領土の場合は経済協力中央金庫)に対し資金の引揚げに関する証拠書類を提出すること新たに義務づけられる。

(直接投資の定義に関するもの)

フランスの企業が外国所在の関連企業に対して投資を行う場合、これを「直接投資」とみなすこととなっているが、従来の通達では不明確であったその定義付けを明確にするため、1974年7月26日付大蔵省通達中の当該定義を以下の要領で一部修正する。

「フランスの企業が、自己の支配下にあるか、あるいは同系列の外国の企業に対し行う投資は直接投資とみなす」との表現を、「フランスの企業が、自己の支配下にあるか、あるいは同系列のフランスの企業により支配されている外国の企業に対して行う投資は直接投資とみなす」と改める。

2. 今次措置は、フランスの企業の海外進出助成という目的に加え、直接投資に係る関係官庁の事務簡素化をも意図して決定されたものと一般には受止められている。

◆フランス、バール新内閣発足

1. ジスカールデスタン大統領は8月25日、シラク首相による内閣の辞表提出を受けて、フランス共和国憲法第8条(注)の定めるところによりシラク内閣の総辞職を決定した後、バール前貿易相を新首相に任命した。同首相は8月27日組閣を完了し、閣僚名簿を発表した。

主要閣僚は以下のとおり。<>内は前職。

(注) 本条によれば、「大統領は首相による内閣の辞表提出に基づきその職を免ずることができる」とされている。

首相兼蔵相……レイモン・バール(Raymond Barre)

<貿易相>

法相・国務相(注1)……オリビエ・ギシャール(Olivier Guichard)<新任>

内相・国務相(注1)……ミシェル・ボニアトスキー(Michel Poniatowski)<留任>

計画・環境相・国務相(注1)……ジャン・ルカニュエ(Jean Lecanuet)<法相・国務相>

外相……ルイ・ド・ギランゴー(Louis de Guirin-gaud)<新任>

首相付経済大蔵担当代理相(注2)……ミシェル・ドーラール(Michel Durafour)<労相>

国防相……イヴォン・ブルジョ(Yvon Bourges)<留任>

教育相……ルネ・アビイ(René Haby)<留任>

海外協力相……ロベール・ガレイ(Robert Galley)

<建設相>

建設相……ジャン・ピエール・フルカード(Jean-Pierre Fourcade)<蔵相>

国会担当相(注2)……ロベール・ブーラン(Robert Boulin)<新任>

農相……クリスチャン・ボネ(Christian Bonnet)<留任>

労相……クリスチャン・ブルラック(Christian Beauillac)<新任>

厚相……シモーヌ・ヴェイユ(Simone Veil)<留任>

産業・科学相……ミシェル・ドルナノ(Michel d'Ornano)<留任>

生活環境相……ヴァンサン・アンスケール(Vincent Ansquer)<商工相>

商工相……ピエール・ブルス(Pierre Brousse)<新任>

貿易相……アンドレ・ロッシ(André Rossi)<首相付広報担当閣外相>

(注1) 國務相は副首相格に相当する。

(注2) 首相付經濟大藏担当代理相、国会担当相は今次内閣から新設された。

2. 今次シラク内閣総辞職の背景については一般に次のような点が指摘されている。すなわち、

(1) 国防・外交政策を巡る論議を契機に、かねてからジスカールデスタン大統領の改革路線に反感を抱いていた与党第1党の共和国民主連合(UDR、シラク前首相が所属)と同大統領との確執が表面化、その後も資本利得税法案(8月号「要録」参照)審議の過程でそれが先鋭化していったこと。

(2) 大統領親政色を強めるジスカールデスタン大統領に対し、それを不満とするシラク首相が大統領権限の一部を首相に移譲するよう要請したことから両者の関係が悪化したこと。

3. パール新内閣の特徴としては、(1)経済政策を重視していること、および(2)与党内勢力の均衡に配慮しつつ大統領親政色を強化していることなどがあげられている(ル・モンド紙等)。これらについてふえるすると以下のとおり。

(1) 経済政策の重視

イ. “フランス人として最も卓越したエコノミスト(注3)”(ジスカールデスタン大統領)であるパール前貿易相を首相に起用したこと。

(注3) パール新首相の略歴は次のとおり。

1924年生れ(52歳)、パリ政治学院卒。

1950年カーン大学経済学部教授。

1967年E.C副委員長(経済金融問題担当)。

1976年1月シラク内閣貿易相(議席なし)。

ロ. パール新首相自ら蔵相を兼務するほか、蔵相職務の補佐を任務とする首相付經濟大藏担当代理相を新設したこと。

ハ. フールカード前蔵相を建設相として閣内にとどめたこと。

(2) 大統領親政色の強化

閣僚・閣外相(総数36名、前内閣は同41名<総辞職時点>)のうち共和国民主連合出身者は9名と前内閣(13名)比減少している反面、親大統領勢力を形成する独立共和派(Républicains Indépendants、略称R.I.)、ジスカールデスタン大統領が所属)および“大統領の多数派(majorité présidentielle)(注)”出身者は20名と過半数を占めていること。

(注) ジスカールデスタン大統領を支持する無所属の閣僚・閣外相を指す。

(3) 与党内勢力均衡への配慮

イ. シラク前首相と並ぶ共和国民主連合内の有力実力者であるギシャールを与党内他派の領袖(ポニアトウスキー<独立共和派>、ルカニュエ<社会民主中道派Centre des Démocrates Sociaux略称C.D.S.>)とともに副首相格の國務相に任命したこと。

ロ. 国会担当相を新設し、共和国民主連合との関係調整を重視していること。

◇フランス、緊急干害対策を決定

1. フランス政府は8月25日の閣議(注)において、干ばつ被災農家に対する財政援助措置を中心とする第1次緊急干害対策(支出額は財政措置に係る分のみで22億フラン)を決定した。

(注) シラク内閣最後の閣議で終了後同内閣は総辞職した。

今次措置の概要は以下のとおり。

(財政措置)

(1) 被災農家(ただし畜飼育農家に限る)に対する補助金の支給

区 域	区 域 の 範 囲 等	大型畜 1頭当たり 支 給 額	農家1戸 当り支給 限 度 額
第Ⅰ区域	主として西部の18県	200 フラン	6,000 フラン
第Ⅱ ク	主として北部、中部の34県	150 "	4,500 "
第Ⅲ ク	主として南西部、南東部の24県	50 "	1,500 "
第Ⅳ ク	主として南部の18県およびパリ県	—	—

イ. フランス国内全土(95県)を、8月25日までに判明した被害の程度に応じて、被害規模最大の第Ⅰ区域(I Zone)から最小の第Ⅳ区域(IV Zone)までの4区域に大別し、第Ⅳ区域を除く3区域の家畜飼育農家に対し、その飼育する大型家畜(牛、馬)頭数に比例して表の要領で補助金を支給する。ただし補助金支給対象大型家畜頭数は農家1戸当たり30頭を限度とする。

ロ. 小型家畜(羊、山羊)については、以下に定める換算法により大型家畜に換算する。

(イ) 羊は7頭で大型家畜1頭に相当するものとする。

(ロ) 山羊は5頭で大型家畜1頭に相当するものとする。

(2) 被災農家の借入金に係る金利支払いの肩代り

第Ⅰ区域および第Ⅱ区域において「若年営農者向け新規貸付」の融資を受けている者については、当該融資に係る金利(76年中支払い分)を国が肩代りする。

(金融措置)

76年中に農業信用金庫(Crédit Agricole<政府系機関>)が行う災害関係特別融資の融資期間を4年から7年に延長する(金利は据置き)。

(財源)

以上の諸措置のうち財政措置に係る歳出増は、75年中の所得にかかる所得税(76年中納税分)の引上げ(低所得層は対象外)により賄う。

2. フランスでは、異常干天の長期化から6月以降干ばつの被害が漸次広範化し、特に牧草の不足により大きな被害を受けている家畜飼育農家からの政府に対する補助金支給等救済措置の要求は日増しに高まりを示した。このため政府は、一般農家の穀物作柄(被害状況)見通しも確定する9月下旬に救済策を決定するとの当初方針を撤回し、部分的に1か月余り繰上げて今次措置を決定するに至ったものである。なお本対策に関しては、第Ⅲ区域の被害農民を中心に「支給額の単価について地域間で格差を設けた点は理解に苦しむ」とする等不満の声も少なくないと伝えられる。

◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は8月16日および同20日、基準割引歩合を各1%、0.5%と合計1.5%引上げ(発表はそれぞれ8月13日、同19日)、20日以降7%とした(約束手形割引歩合および担保貸付利子歩合も同時に各1%引上げられ、20日以降いずれも8%)。なおこれにより、公定歩合引上げは本年6月来5回を数え、通計引上幅は3%となった。

また同行は、8月20日の公定歩合引上げに際し、商業

銀行に対する高率適用金利(約束手形割引歩合に付加されるもの)の引上げを実施した。すなわち、同行からの借入れ残高が限度額(注)の150%超~200%以下に達している銀行に対する高率罰則金利を2%から4%へと引上げ、同200%超の銀行に対する同金利は市場金利の動向を勘案して毎日決定することとした。

なお、ちなみに、8月20日以降9月8日までの推移は次のとおり。

	8月 20日 以前	20日	23日	25日	26日	9月 8日
限度額の 100%超~150%以下	1%	—	—	—	—	→
〃 150%〃~200% 〃	2%	4%	—	—	—	→
〃 200%〃*	—	12%	13%	14%	15%	10%

* 8月20日以来設定。

(注) 過去3ヶ月間(ただし、その計算期間については、直前の「14日以後最初の水曜日」を終期とし、その3ヶ月前の「15日以降最初の木曜日」を始期とする)の1日当たり平均借入残高を基準として各行別にそれぞれ設定されており、8月20日現在全行総額で850百万ギルダーとなっている。

2. 上記公定歩合引上げに関しオランダ銀行は、いずれも「国内金利の上昇を背景としたものであるが、同時に外国為替市場におけるオランダ・ギルダーへの売り圧力が高まったことからその相場回復をも考慮したもの」と説明している。この結果、8月23日以降ギルダー相場は反騰し、それまでのEC共同フロート内最弱もしくはそれに近い通貨から、一転最強通貨に迫るところとなった。

◇ベルギー、消費者物価指数算定に際し季節食料品を一時的に対象品目から除外

1. ベルギー政府は7月23日、本年7~9月の3ヶ月間について消費者物価指数を算定する際、果物・野菜等季節食料品項目を一時的に対象品目から除外する旨決定、発表した。

2. 上記措置の趣旨につき、エルマン経済相は、「本年の異常干害に伴う季節食料品値上がりにより消費者物価指数が急上昇することになると、これが物価スライド制を採用している賃金(注)の上昇にはねかえることとなり、インフレ抑制上好ましくないという事情を配慮した」と説明している。なお上記調整を施すことにより、7月の消費者物価指数は前月比で0.8%の上昇と従来とほぼ同様の上昇率にとどまる形となる(ちなみに季節食料品項目を含めた消費者物価指数は、7月の前月比で2.4%の大幅上昇)。

(注) 民間部門の賃金物価スライド制は、産業別にそれぞれの労働協約によって運用方法が定められるため一様ではないが、一般には

物価指数が一定期間(通常1~3ヶ月)に一定限度を超えて上昇ないし下落した場合に、賃金が自動的に改定される仕組となる。

◇ベルギー、1977年度予算案を発表

1. ベルギー政府は7月31日、1977年度(1~12月)予算案を閣議決定し、発表した。同予算案の概要は以下のとおり。

(1) 一般会計……歳出規模を対76年度当初予算比で+16.3%と76年度予算における伸び率(+18.6%)を幾分下回るところに抑える一方、歳入規模については同+19.1%と、76年度予算の増加率(+12.6%)を大幅に上回る増加を見込んだ結果、収支じりは大幅に改善して歳入・歳出とも8,367億フランの均衡予算(76年度当初予算169億フランの赤字)となった。

(2) 資本会計(公共事業関連)……歳出規模は1,100億フラン、対76年度当初予算比+18.3%(前年度同+87.6%)、歳入規模は89億フラン、対76年度当初予算比12.7%(前年度予算同+25.4%)、収支じりは76年度当初予算(851億フランの赤字)比赤字幅を幾分拡大(1,011億フラン)。

(3) 以上の結果総合収支じり赤字は1,011億フランと前年度並み(1,020億フランの赤字)にとどまっている。

2. なおティンデマンス首相は、「本予算案編成にあたっては、インフレ抑制、クラウディング・アウト回避等の見地から、一般会計の収支均衡につとめ、総合収支じり赤字も昨年度並みにとどめた」旨コメントしている。

ベルギーの1977年度予算案

(単位・億フラン、△印は赤字)

	1976年度 (当初予算)	1977年度	前年度比 増減(△)率
一般会計	歳 入	7,024	8,367
	歳 出	7,193	8,367
	収 支 じ り	△ 169	0
資本会計	歳 入	79	89
	歳 出	930	1,100
	収 支 じ り	△ 851	△ 1,011
総 合 収 支 じ り	△ 1,020	△ 1,011	

その概要是以下のとおり。

(1) 企業等に対する雇用促進策

イ. 従業員100人以上の企業および官公庁に対して、これまで課していた若年労働者(30歳以下)を雇用する義務(注)については、その期限を76年末から77年末まで延長する。

ロ. 従業員100人未満の企業が若年労働者を見習い雇員として1人採用するごとに、当該企業に対し新たに助成金(失業手当の半額に相当する金額)を一律給付する。

(注) 従業員100人につき1人の割合で若年労働者を見習い雇員として採用する義務。

(2) 老齢年金制度の改訂による雇用促進策

イ. 高齢労働者の退職促進により若年労働者の雇用を確保するため、76年9月以降77年末までの期間中に限り、特別措置として任意退職した労働者についての老齢年金受給資格年齢を引下げる(男子労働者:62→60歳、女子労働者:58→55歳)。

ロ. 年金受給者が労働に従事することができる労働時間数を今後は年間720時間の範囲内にとどめる。

2. 「ベルギー経済はこのところ緩やかな回復過程をたどっている」(エルマン経済相)ものの、多数の新規学卒者の労働市場への新規参入などから失業者数は6月以降再び増加傾向にあり(6月21.5万人、7月22.5万人)、このうち若年労働者の失業者数は7月には7.3万人にも達している。今次措置は、こうした状況下若年労働者の雇用増加が喫緊事であるとの判断から決定されたものと一般に受止められている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合の引上げ等により外貨流出防止措置を再強化

1. ベルギー中央銀行は8月13日、外国為替市場におけるベルギー・フラン売投機を鎮静させるとともに外貨流出を防止する観点から7月中旬の2度にわたる金融引締め措置(8月号「要録」参照)に続き、公定歩合の引上げ等以下のようの一連の金融引締め措置を決定、即日実施した。

(1) 割引歩合

再割引限度わくのうちAわく(注)適用金利(公定歩合の一環である最低割引歩合)……8→9%

[なお、再割引限度わくのうち再割引保証機関<I.R.G>においてのみ割引可能なBわく(注)適用金利は、10→11%]

(注) Aわく、Bわくについては3月号、4月号、8月号「要録」参照。

(2) 債券担保貸付歩合(公定歩合の一環としての貸付歩合)

◇ベルギー、若年労働者の雇用促進措置を拡充・強化

1. ベルギー政府は8月2日、現在実施をみている若年労働者雇用促進措置(50年12月号「要録」参照)の拡充・強化策を盛り込んだ法案を閣議決定した。

- イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利……8→9%
- ロ. 貸付限度わく外高率適用金利……10.5→11.5%
2. 今次措置につきドストリッカー総裁は、「ベルギー中央銀行は、このところ公定歩合引上げ等あらゆる政策手段を駆使してベルギー・フラン売投機の鎮静に努めてきており、今後もこの方針に変りはない。なお金利引上げは景気の回復に対し悪影響をもたらす懸念があるが、当面は外国為替市場の緊張緩和が急務であり、やむをえない措置である」旨述べている。

◇デンマーク議会、緊急インフレ対策等関連法案を可決

1. デンマーク議会は8月19日、概要以下のような緊急インフレ対策等関連法案を可決した。

- (1) 現行所得政策(50年4月号「要録」参照)の強化
- イ. 現行労働協定の期限が到来する77年3月以降2年間、賃金上昇率を下記(イ)、(ロ)の合計である年6%以内に抑える。
- (イ) 物価スライド条項に基づく賃金の引上げ回数は年2回(半年に1回)までとし賃金引上げ率も年4%以内とする。
- (ロ) 協定賃金改訂に際しての賃金引上げ率は年2%以内とする。
- ロ. 主要物価・利潤・配当の凍結措置および銀行・保険会社の預貸金利差規制の継続
- (2) 財政赤字の削減
- イ. 間接税の増税……酒税、タバコ税、ガソリン税、自動車税等の課税強化のほか、エネルギーの消費税等の新税を導入(これによる税収増は年度間で約50億デンマーク・クローネ、ただし一方で若干の所得税減税を実施)。
- ロ. 財政支出の削減……財政支出を今後2年間に、50億クローネ(77年度<77年4月~78年3月>20億クローネ、78年度30億クローネ)削減する。

2. 今次措置の趣旨につき政府筋では「インフレを一層抑制する(消費者物価前年同月比上昇率、75年12月9.5%、76年3月9.6%、6月8.6%)とともに最近の国際収支の悪化(76年上期の経常収支赤字60億クローネ、前年同期同2.5億クローネ)に対処するため」と説明している。

◇スウェーデン、紙製品の価格凍結措置を実施

1. スウェーデン政府は7月12日、紙製品の価格凍結措置を決定、14日より実施する旨発表した。

- (1) 対象品目……クラフト紙の一部、ボール紙および上質紙。
- (2) 凍結価格……6月30日時点における価格水準。

(3) 凍結期間……当分の間。

2. 本措置の趣旨につき政府筋は、「紙製品の国際価格が上昇している折から、それが国内価格に波及するのを防ぐため」と説明しており、7月28日の自動車価格凍結措置(8月号「要録」参照)同様、インフレに対する政府の警戒姿勢を示すものと一般に受止められている。

◇フィンランド、中期借款につき米国銀行等と合意

1. フィンランド銀行は7月1日、米国およびカナダの主要銀行14行から総額3億ドルの中期借款を受けることにつき、協調融資団と合意に達した旨発表した。本借款の供与条件等は次のとおり。

- (1) 信用供与金額の限度……3億ドル
(2) 期間……7年

(3) 信用供与形式……決め締結後最初の3年間は3億ドル全額の引出しが可能、4年目以降は半年ごとに37.5百万ドルずつ引出可能限度額を引下げ。

2. 本借款は、ひとつの最悪期は脱したとはいひ続々大幅なフィンランドの国際収支赤字(経常収支1975年第3四半期△20億マルカ、第4四半期△13億マルカ、1976年第1四半期△15億マルカ)に対するファイナンスを目的としたものとみられており、同国政府では今回決め発表にあたり、「今次借款の締結によりフィンランドの受ける借款総額は6.9億ドルに達するが、これは対外支払準備の補強のために必要な措置である」旨コメントしている。

◇フィンランド、雇用調整金貸付制度を実施

1. フィンランド議会は7月下旬、雇用調整金貸付制度法案を可決、これに伴い本制度は本年9月1日以降実施に移されることとなった(1980年末まで有効)。その概要是以下のとおり。

- (1) 貸付対象企業(労働省が企業の申請を受けて個々に認定)

一時帰休等の対象となった労働者を再雇用しようとする企業で、基本的に経営内容が健全なもの。

- (2) 貸付期間……3年

(3) 適用金利……実施後1年間は無利息、2年目以降は年利7%(ただしその後当該企業が上記基準に該当しなくなった場合には、借入金の期限前返済が必要期限前返済を受けられない場合には18%の高率金利が適用される)。

2. なお本措置は最近の失業者数の急増(75年第4四半期62千人→76年第1四半期89千人)にかんがみ採用されたものと一般に受止められている。

◇スペイン、輸出促進対策等を決定

スペイン政府は8月25日、概要次のような輸出促進対策および財政赤字削減対策を決定した。

(1) 輸出促進対策

輸出振興基金(資金量、120億ペセタ)を創設し、スペイン製品を輸入する発展途上国に対し、同基金が融資を行う。

(2) 財政赤字削減対策

イ. ガソリン税率を8%引上げる(それに伴い小売価格を平均7.7%引上げ)。

ロ. 奢侈品税率を暫定的に10%引上げる。

なお、今次措置のうち国際収支対策については、年初来、景気の回復に伴い輸入が増加(前年同期比増加率、76年第1四半期+11.5%→第2四半期+17.8%)している反面、輸出が伸び悩んでいる(同、76年第1四半期+28.2%→第2四半期+14.2%)ため、貿易収支赤字幅が急拡大(第1四半期月平均387億ペセタ→第2四半期同580億ペセタ)していることにかんがみて決定されたものと一般には受取られている。

◇ギリシャ政府、銀行法の改正案を議会に上程

ギリシャ政府は8月20日、銀行法の改正案を議会に上程した。法案に盛られた主な改正点は、(1)銀行の企業に対する資本参加に一定の限度を設ける、(2)政府は銀行法、外国為替法等に違反した銀行に対して倍額増資を命じ、増資分を公法人に取得させることができる、などの点である。

本改正は、近年同国において大銀行による産業界の資本系列化傾向が強まっていることに対処したもの、と一般に受止められている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国銀行、通貨安定証券発行要領を変更

韓国銀行は7月15日、通貨安定証券(注)発行要領を一部変更した。新発行条件は以下のとおり。

- (1) 発行限度額…通貨量の10%以内(従来どおり)
- (2) 満期…14日以上(従来1ヶ月以上)1年以内(従来どおり)
- (3) 最高発行割引率…年15%(従来12.5%)
- (4) 最低買戻し割引率…年7%(〃12.5%)
- (5) 発行方法…募集、競争入札または売出し(従来どおり)

今次変更は、同証券保有の増大による銀行経理面への圧迫を緩和すること、先行き公開市場操作を行うための

条件整備を目的としたもの。なお、通貨安定証券発行割引率の引上げに対応して、同行は通貨安定勘定の預託金利を5%から12%に引上げた。

(注) 同証券は韓国銀行が信用調節のため発行、市中銀行との間で相対売買しているもの。韓国銀行では、同國の証券市場が未発達であるうえ、国債、政債は償還期間が長く金利も低水準のためその対市中売買が難しいところから、1961年以来同証券の発行を行っている。

◇韓国銀行、市中銀行に対する貸出最高限度を引下げ

韓国銀行は、最近における輸出拡大持続等によるマネーサプライ急増に対処して7月16日、輸出手形・外貨表示手形担保貸出および商手再割引の最高限度をそれぞれ引下げた。概要は次のとおり。

(1) 輸出手形・外貨表示手形担保貸出の最高限度を85%から80%に引下げ。

(2) 商手再割限度を、優良適格企業振出手形については100%から80%に、一般適格企業振出手形および信用保証基金保証手形については70%から60%に各々引下げ。

◇韓国、1976年経済見通しを上方改訂

韓国政府は7月21日、同國の本年経済見通しを上方改訂し、併せて下半期の政策運営方針を明らかにした。概要次のとおり。

(1) 本年上半期の輸出が予想以上の好伸(前年同期比+64.4%)をみたことから、本年の輸出目標を大幅に引き上げ(同+29.9%→41.6%)、一方輸入目標も輸出用原材料等の増加が見込まれるため上方改訂(同+11.1%→18.6%)。

(2) 本年上半期の実質GDPは、輸出好伸を主因に前年同期比+14.2%の大幅拡大をみたため、年間成長率目標を11%(当初見通し7~8%)に上方改訂。部門別には特に鉱工業部門の目標を大幅引上げ(当初12.0~

国内経済目標

(単位・%)

	1976年目標		1975年 実績
	当初	改訂	
実質経済成長率	7~8	11.0	7.4
うち農林水産業	4.0	4.0	6.2
鉱工業	12.0~13.9	21.1	11.8
建設業・社会間接資本およびその他	4.8~5.6	7.0	4.9
消費者物価上昇率	12.0	12.0	25.4
卸売物価上昇率	10.0	10.0	20.2

(注) 物価上昇率は前年末比。

国際収支目標(IMF ベース)

(単位・百万ドル)

	1976年計画		1975年 実績
	当 初	改 計	
経 常 収 支	△ 1,471	△ 1,340	△ 1,887
貿 易 収 支	△ 914	△ 833	△ 1,671
輸 出	6,500	7,085	
	(29.9)	(41.6)	5,003
輸 入	7,414	7,918	6,674
	(11.1)	(18.6)	
貿 易 外 収 支	△ 711	△ 662	△ 442
移 転 収 支	154	155	226
外貨準備高(年末)	1,600	1,940	1,542

(注) かっこ内は前年実績比増加率%。

13.9%→21.1%)。

(3) 物価上昇率は本年当初計画どおりに抑え(卸売物価10%、消費者物価12%)、経済の安定基調を維持する。このため、①追加補正予算規模を最小限に抑える、②延払い輸入、短期インパクト・ローン等の導入を抑制する、③民間貸出を抑え、貯蓄增大に努める、などによりマネーサプライの増加を抑制する。

◇韓国、邦銀から円建長期資金を借り入れ

韓国産業銀行は7月21日、日本の協調融資団(拓銀を除く都銀12行、横浜銀行、長銀3行、計16行)から50億円の円建長期資金を借り入れる契約に調印した。借り入れ条件等は次のとおり。

- (1) 借入れ条件…①金利、借入れ実行時の本邦長期ブライム・レート+0.7%、②償還期間、3年据置き後4年。
 (2) 資金使途…国内産業資金貸出しに充当。

韓国では、来年から始まる第4次5か年計画期間中総額100億ドルにのぼる外資導入を予定し、その一環として同行では当初日本市場で外貨建て産銀債の発行を計画していたが、当面実行が難しいとの判断から本件実行に踏切ったもの(なお同国の日本からの円建協調融資受入れは初めて)。

◇韓国銀行、外銀とのスワップ取引を規制

韓国銀行は7月21日、外貨準備対策として70年以降実施している外国銀行国内支店(9行)とのスワップ取引(注1)の残高を同月16日現在の水準(注2)に凍結することを決定した。

本措置は、最近における輸出拡大持続に伴う外貨事情の好転を背景に、マネーサプライの急増抑制のためにとられたもの。

(注1) 同国には外為先物市場が存在しない。

(注2) 外銀国内支店と韓国銀行とのスワップ取引残高
75年末1.2億ドル→7月16日1.9億ドル

◇韓国、インパクト・ローンの導入を規制

韓国政府は、外貨準備が急増している状況下、マネーサプライの増加要因となっている民間企業のインパクト・ローンおよび原材料借款の導入を次の例外を除き原則として禁止することを決定した(8月1日から実施)。

- (1) 政府および政府投資機関連資金。
 (2) 新設の重化学工業計画事業および基幹産業関連資金。
 (3) 外国人投資の新規事業で投資額50万ドル以上のもの。

◇韓国、預貸資金利を引上げ、併せて貸出金利体系も変更

大韓金融団(わが国の全銀協に相当)は8月2日、以下のとおり預貸資金利を引上げるとともに、長短金利格差の新設(設備資金)、プライム・レートの導入(運転資金)等貸出金利体系の変更を行った。

(単位・年利%)

- (1) 預金(定期預金)金利(かっこ内は不特定満定期預金金利)

	新レート	旧レート	引上げ幅
3か月もの	15.0(14.4)	12.6(12.6)	2.4(1.8)
6か月もの	15.6(15.0)	13.8(13.2)	1.8(1.8)
1年以上	16.2(15.6)	15.0(14.4)	1.2(1.2)

- (2) 貸出金利(商手割引(注1)、輸出支援金融を除く)

(運転資金) 新レート 旧レート

一般貸出	18.0	15.5
適格企業優遇金利	17.0	
(設備資金)		
3年以内	17.0	
3年以上8年以内	18.0	
8年以上	19.0	

ただし地方銀行の適用金利は上記金利に各2%上乗せ(従来2.5%)。

新レート 旧レート

- (3) 輸出支援金利 8.0 7.0(注2)

(注1) 商手割引金利(19.0%)は据置き

(注2) 76年4月17日以降暫定措置により7%の優遇金利が適用されていたもの(本来は9%)で、今次改訂により優遇措置は廃止された。

本措置は、韓国銀行が同日市中銀行の預貸金最高金利を引上げた(定期預金金利15.6%→16.2%、貸出金利18.0%→21.0%)のに伴い、同行の指導の下にとられた

ものであるが、その背景としては次の点があげられている。

- ①明年からスタートする第4次5か年計画達成のため、貯蓄増強、金融効率化を図る必要があること。
- ②本年下半期に政府の米麦買上げ代金の大量散布が見込まれており、物価への悪影響が懸念されること(このため、短期預金金利の引上げ幅を大きくした)。

◇香港、預貸金金利を引下げ

香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は7月30日、預貸金金利の一率0.5%引下げを決定、8月3日から実施した。今回の措置は海外金利の低下に伴う投機資金の流入を防止するためにとられたもの。新預貸金金利は次のとおり(年利・%、かっこ内は旧金利)。

普通預金 2.0(2.5)

通知預金 2.0(2.5)

定期預金

3ヶ月もの 2.75(3.25)

6ヶ月〃 4.0(4.5)

12ヶ月〃 5.0(5.5)

一方、預貸金金利の引下げに伴い、主要英系2行(香港・上海、チャータード)は8月3日、貸出プライム・レートを0.5%引下げ6%とした。

◇タイ、第4次経済社会開発計画案を発表

タイ全国経済社会開発委員会(National Economic and Social Development Board)は7月14日、第4次経済社会開発計画(1976年10月~80年9月)の草案を発表した。同案では、地域間の経済格差是正(特に農村振興)を中心とする民政安定化対策を重点施策とし、このため、実質国内経済成長率(年率平均)の目標を現行第3次計画(実績見込み6.4%)を上回る7.0%に置き、総予算規模も3,926億バーツと現行計画の約2倍に拡大しているのが特色。その概要は次のとおり。

(1) 国内の共産ゲリラ対策

民政の安定を図るため、特に共産ゲリラの活動の激しい地方の経済社会開発を重点的に促進する。

(2) 所得格差の是正と雇用機会の増大

イ. 地域別、産業部門別の所得格差を是正するため、地方開発の促進、農業生産の多様化、および社会保障の拡充を図る。

ロ. 失業率を6%以下に抑えるため約22百万件の雇用機会を創出する。

(3) 国際収支ポジションおよび国内物価の安定化

イ. 貿易の年平均伸び率を輸出14.1%、輸入11.5%と

する一方、28億ドル以上の借入を行うことなどにより外貨準備を12億ドル以上に維持する(本年6月末の外貨準備19億ドル)。

ロ. 消費者物価上昇率を年率6%以下に抑える。

(4) 人口増加率の抑制と労働力の質的改善

イ. 人口増加率を年間2.1%に抑える(現行計画の実績見込み2.7%)。

ロ. 労働力を質的に改善するため、義務教育の完全実施と教育の改革を行う。

(注)

	(第3次計画(72/10~76/9)) 実績見込み	(第4次計画(76/10~80/9)) 目標	%	%
実質GDP成長率	6.4	7.0		
(うち農業部門)	(3.8)	(5.0)		
(鉱工業〃)	(10.1)	(9.1)		
(その他〃)	(6.4)	(7.0)		

◇タイ、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は8月25日、公定歩合(=国債担保手形貸付利率)を1%引下げる(10%→9%)ことを決定、即日実施した。

同行では、今回の引下げについて、昨年4月の1%引下げ後も停滞している国内経済活動、特に民間投資を刺激するためとった措置と説明している。

◇マレーシア、原木輸出規制を強化

マレーシア政府は、9月1日以降、原木輸出の規制を強化する旨発表した。本措置の規制内容および背景等は次のとおり。

(1) 規制内容

72年11月以降、半島マレーシア地域産出の原木(11樹種)は輸出を禁止されているが、今回11樹種以外の原木(ただし直径17インチ以上のもの)輸出について事前許可制を導入する(実際には、少数の現地人輸出業者に限定して輸出わくが割当てられる模様)。

なお、半島マレーシア地域以外のサバ、サラワク地区からの輸出は従来通り自由。

(2) 背景等

今回の措置は、国内の景気回復による需要増加に加えて、75年からジャングル地域における共産ゲリラの活動が活発化し、多くの原木伐採キャンプが閉鎖されたことによって、半島マレーシア地域の原木不足が顕著となり、現地国内木材業者から輸出禁止の要請が強まっていたことに対応したもの。

なお、今回事前許可制の対象となる原木はほとんどがシンガポール向けのもの(月間輸出量35千立米)であることから、シンガポールの製材、合板業界に及ぼす

影響はかなり大きいとみられる。これに対し、日本向けの輸出^(注)は大宗がサバ地区産出の原木であるため、直接的な影響は少ないとみられる。

(注) マレーシアの日本向け原木輸出量(75年中)

サバ	5,891千立米
サラワク	697
半島マレーシア	16
計	6,604

◇インドネシア、原油のP S 契約条件を改訂

インドネシア政府および国営石油会社ブルタミナは、7月末から8月中旬にかけて、生産分与(Production Sharing)契約^{(注)1}を結んでいたる外国石油会社26社(同国全産油量に占めるシェア約4割)のうち約7割のシェアを持つ大手6社^{(注)2}との間でブルタミナの利益取り分増大を内容とする契約条件の改訂につき合意に達した。

(注1) 主として先進国が、発展途上国への資源開発を促進するため、資金、資材、技術などを供与する代りに、その見返りとして開発された生産物(例えば原油)を受けとる契約方式。

(注2) UNION OIL, ARCO, IIAPCO, JAPEX, TOTAL INDONESIA, PETROMER TREND.

(1) 条件改訂の骨子

イ. 生産される原油のうち、P S 契約を結んでいたる外国石油会社が開発コスト相当分として受取るシェアは、従来40%であったが、これを20~30%に圧縮。
ロ. 開発コスト分以外の生産原油(利益原油)の利益配分についても、外国石油会社の取り分は、従来利益原油の24.1%であったが、これを15.0%に削減。
ハ. この結果、ブルタミナの取り分は、従来の44.5%から59.5~68.0%に増加(これによるブルタミナの增收分は原油1バーレル当たり1.8~2.9ドルとなる。なお、基準原油<ミナス>価格は現行1バーレル当たり12.80ドル)。

(2) 背景等

同国ではブルタミナの財政危機対策の一環として本年2月以降、ブルタミナの利益取り分を増大するため外國石油会社に対し、P S 契約およびこれと同種の作業請負契約の条件改訂を強く迫っていた。

作業請負契約については、すでに4月、同国最大手の外國石油会社 CALTEX(同国産油量の約6割を生産)ほか4社が、ブルタミナの利益取り分を原油1バーレル当たり1ドル増加することで妥結^(注)したこともあるって、今回P S 契約を結んでいたる他の外國石油会社もこれに同調せざるを得なかったものとみられる。

(注) ブルタミナ、外國石油会社双方の利益取り分は次の算式により算定される。

	改訂前	改訂後
ブルタミナ (原油総生産高-総原価) × 60% → 77.4%		
外國石油会社 (同 上) × 40% → 22.6%		

このように同国の外國石油会社が譲歩した基本的背景には、外國石油会社の得る利幅が同国原油の場合中東原油に比べて著しく大きい^(注)ことがあげられている。

なお、こうした契約(作業請負およびP S 契約)改訂の結果、ブルタミナの增收分は年間6~7億ドルになる見通し。

(注) 外國石油会社の得る利幅(単位・原油1バーレル当たり(米ドリル)、かっこ内は原油1バーレル当り価格)

		改訂前	改訂後
インドネシア 原 (ミナス)	P S 契約	1.984 (15.5%)	1.344~1.536 (10.5~12.0%)
	作業請負 契約	2.3 (18.0%)	1.3 (10.2%)
中 東 原 油 (アラビアン・ライト)		0.22 (1.9%)	

◇インドネシア、アサハン計画でわが国から円借款

インドネシアとわが国との間でかねて懸案となっていたアサハン水力発電・アルミ精錬事業開発計画^(注)に対する円借款交渉がまとまり、8月26日、次のような合意内容を確認した文書が両国間で交換された。

(注) 総工費2,500億円で、スマトラ島北部のトバ湖を水源地とするアサハン川に最大出力513千キロワットの水力発電所(2か所)をつくり、その電力をを利用してマラッカ海峡沿いのクアラ・タンジョンに大規模なアルミ精錬工場を建設しようというもの。

1. 主な合意内容

わが国は、海外経済協力基金を通じ262.5億円の円借款を次の条件で供与。

返済期間……30年(うち据置き期間8年)

金利(年率)……3.5%

2. 背景等

同計画については、わが国としても将来のアルミニウム生産が電力コスト高や公害等の制約要因により大幅に不足との見通しから積極的に取組んできており、すでに昨年7月にインドネシア政府とわが国政府との間で基本方針につき合意に達していた。

しかしながら、インドネシア側がブルタミナの経営危機などを背景とした財政難を理由に、同計画に使用するわが国からの輸入資材に課税する旨主張したことから、円借款に関する契約交渉が難航、ようやく今回インドネシア側がこの要求を撤回したことによって調印の運びとなったもの。

今回の合意の結果、同計画は本格的に開始されることとなり、工事が予定通りに進行すれば84年には年間22.5万トンのアルミニウム生産が可能で、このうちわが国は15.5万トン以上を輸入することができる見通し。

なお、総事業費のうち事業主体である現地合弁会社インドネシア・アサハン側の資本金は750億円(出資比率、インドネシア10%、わが国90%(注1))、借入金は1,750億円(負担比率、インドネシア25%、わが国75%(注2))となっている。

(注1) わが国の出資母体は日本・アサハン(株)で、海外経済協力基金、アルミ精錬5社(住友化学、日本軽金属、昭和電工、三菱化成、三井アルミニウム)、および7商社(三菱商事、三井物産、丸紅、伊藤忠商事、住友商事、日商岩井、日綿)から構成される。

(注2) 貸付は、日本・アサハン(株)のほか、海外経済協力基金、日本輸出入銀行、国際協力事業団および都・長銀、信託23行が行う。

◇シンガポール、ユーロ・アジア・ダラー債を発行

シンガポール政府全額出資の造船会社Keppel Shipyard Ltd.は、8月12日、ドック拡張資金などにあてるため、大和証券を主幹事とする25百万ドルのユーロ・アジア・ダラー債(償還期間7年、表面利率9%)を発行し、同13日にルクセンブルク市場、同16日にシンガポール市場に上場した。

シンガポール企業によるユーロ・アジア・ダラー債の発行としては、同国の大手商業銀行の一つであるUnited Overseas Bankが73年11月に30百万ドル発行したのに続き2番目のもの。

なお、このほか昨年12月にわが国の山下新日本汽船が15百万ドル、本年6月に東京銀行が50百万ドル(償還期間5年、表面利率8.5%)それぞれ同種のユーロ・アジア・ダラー債を発行している。

一方、シンガポール市場のみに上場しているアジア・ダラー債についても、昨年12月に西ドイツのEuropean Investment Bankが20百万ドル、本年6月に日本興業銀行が20百万ドル(償還期間5年、表面利率8.5%)相次いで発行するなど、このところ起債市場としてのシンガポールの国際的地位向上が目立っている。

◇バングラデシュ、1976年度予算を発表

バングラデシュ政府は6月26日、1976年度(76年7月~77年6月)予算を発表した。

概要は次のとおり。

(1) 一般予算

歳出は、一般行政費等の増加により総額77億タカ(前年度実績見込み比+12.3%)を計上、一方歳入は、輸出入の拡大や国内景気の持直しを背景とした関税(同+20.3%)、消費税(同+12.4%)等の増収により総額98億タカ(同+11.3%)を計上、この結果、収支じりは21億タカの黒字の見通しとなっている。

(2) 資本予算

歳出は、年次開発計画(Annual Development Programme)に基づく開発支出が著増(前年度実績見込み比+34.2%)をみたが、他方、食糧輸入等に関する非開発支出の大幅削減(同-38.4%)もあって総額148億タカ(同+5.6%)にとどまっている。なお、開発支出は特にかかる、食糧備蓄設備の拡充等を主眼とする農業開発投資のほか、運輸・通信、電力等のインフラ部門整備に重点がおかかれている。

一方、歳入は、一般予算からの繰入れ、国内借入れの合計が28億タカにすぎないことから、外国援助(120億タカ、同+14.9%)に依然大きく依存する形となっている。

(3) この結果、総合予算では、歳出(前年度実績見込み比+7.8%)と歳入(同+13.2%)が均衡している(前年度の総合収支じり<実績見込み>は10億タカの赤

1976年度のバングラデシュ予算

(単位・億タカ)

		1975年度 (実績) (見込み)	1976年度	前年度 実績見 込み比
一 般 予 算	歳出計	68	77	12.3%
	うち軍事費	14	16	7.2
	教育費	9	10	9.7
	一般行政費	3	4	28.8
歳入計	88	98	11.3	
うち関税	26	31	20.3	
消費税	18	20	12.4	
販売税	11	11	2.7	
収支じり	20	21		
資 本 予 算	歳出計	140	148	5.6
	非開発支出	55	34	-38.4
	開発支出	85	114	34.2
歳入計	130	148	13.7	
うち外国援助	104	120	14.9	
国内借入れ	6	7	13.8	
一般予算 から繰入れ	20	21	7.8	
収支じり	△10	0		
総 合 予 算	歳出合計	209	225	7.8
	歳入合計	199	225	13.2
	収支じり	△10	0	

字)。

◇パキスタン、精米工場等を国有化

パキスタン政府は7月17日、精米、製粉、織綿3業種の約2,000に及ぶ工場の国有化を発表、即日実施した。概要は次のとおり。

- (1) 同日公布の政令に基づき、外国人所有の工場を除くすべての織綿、精米工場、およびローラー保有台数6台以上の製粉工場(工場合計数2,196、資産評価額合計約140億ルピー(約14.1億ドル))を国有化する。
- (2) 工場所有者に対し、6か月以内に、小規模工場については現金により、その他については債券により補償を行う。
- (3) 今回国有化した工場を管理するため、新たに Ministry of Agrarian Managementを設置する。もっとも実際の工場の所有および経営管理は、織綿工場は綿花取引公社、精米工場は精米公社(両公社はいずれも中央政府の直轄)に、また製粉工場は各州の製粉公社あるいは州開発局に、それぞれまかせる。

なお、同国政府は、今回の国有化措置は、綿花、米、小麦の流通過程上の弊害(仲買人による不当利得、品質詐称、脱税等)の除去をねらったものと説明しているが、一部には、今回国有化の対象となった産業が規模も大きく、収益性も高いことから、赤字財政に悩む同国政府が財源確保のためにとった措置との見方もなされている。

◇サウジアラビア、1976年度予算を発表

サウジアラビア政府は6月27日、1976年度(76年7月10日～77年7月9日)予算を発表した。同国では、最近の世界的な石油需要の回復傾向を映して石油収入の増加をかなり見込んでいる一方、輸入開発資材の価格高騰を主因に高進しているインフレ(本年1～3月の消費者物価、前年同期比+29.9%)に対処せざるをえない状況から歳出規模を前年度と同一水準にとどめたため、前年度の大幅赤字予算から一転して均衡予算となった。

本予算の特色は次のとおり。

- (1) 歳入面については、大宗を占める石油収入が先進工業国への需要増加に伴う生産(回復原油生産量、75年中平均7.1百万バーレル/日→76年1～6月中平均8.2百万バーレル/日)を映して前年度比+14.6%とかなりの伸びを示すことに加え、対外資産運用益も大幅に増加すると見込んでいることから、総額1,109億リアル(約314億ドル)と前年度を15.7%上回っている。
- (2) 他方、歳出面については、経済開発上のネックとな

サウジアラビアの1976年度予算

(単位・億リアル)

		1975年度 (当初)	1976年度	前年度比 増減 (一) 率
歳 入	石 油 収 入	871.6	998.6	14.6
	うち 所 得 稅	657.0	768.5	17.0
歳 入	利 権 料 等	214.6	230.0	7.2
	雜 収 入	79.1	100.4	26.9
歳 入	関 稅	3.8	5.0	31.6
	そ の 他	4.0	5.4	35.0
合 計		958.5	1,109.4	15.7
歳 出	國 防	237.2	319.1	34.5
	教 育	108.9	111.0	1.9
歳 出	道 路 ・ 港 湾	93.4	201.2	115.4
	電 話 ・ 通 信	20.6	26.3	27.7
歳 出	農 業	21.8	23.4	7.3
	對 外 援 助	25.3	18.7	- 26.1
歳 出	そ の 他	608.8	409.7	- 32.7
	うち 一 般 行 政	192.8	58.5	- 69.7
歳 出	臨時プロジェクト	30.0	10.0	- 66.7
	予 備	20.0	10.0	- 50.0
合 計		1,109.4	1,109.4	0
収 支 じ り		△150.9	0	-

っている道路・港湾等インフラストラクチャ部門への支出が倍増しているほか、国防費が前年度に引き続き大幅増加しているものの、対外援助費、一般行政費、臨時プロジェクト費などが大幅に削減され、歳出規模は前年度と同額の1,109億リアルにとどまっている。

◇クウェート、1976年度予算を発表

クウェート政府は7月20日、1976年度(76年7月～77年6月)予算を発表した。本予算の概要は次のとおり。

- (1) 歳入面は、その大宗を占める石油収入を石油需要の回復を背景に前年度当初予算比+25.1%と見込んだことから、歳入総額では21.7億クウェート・ディナール(KD)と同+25.0%の伸びを示している。なお、項目別にみると、原油販売収入が著しく増加している(同+68.5%)のは、石油需要増のほか、昨年末にクウェート国営石油会社を完全に国有化したこと(本年1月号「要録」参照)に伴い、関係外国石油会社の利権料および所得税収入の減少(同それぞれ-80.6%、-57.6%)が同項目に振りかわったことによるもの。
- (2) 一方歳出面は、公共交通事業費が引き続き大幅に増大している(同+60.9%)ほか、国防費(同+36.4%)、社会福

クウェートの1976年度予算

(単位・百万KD)

		(注) 1975年度 (当初)	1976年度	前年度比 増減(%)
歳入	石油収入	1,687	2,111	25.1%
	うち 原油販売収入	1,143	1,926	68.5
	所得税	347	147	-57.6
	利 権 料	196	38	-80.6
	そ の 他	50	60	20.0
	計	1,737	2,171	25.0
歳出	経常支出	552	929	68.3
	うち 教育費	87	106	21.8
	国防費	66	90	36.4
	社会福祉費	60	78	30.0
	開発支出	274	343	25.2
	うち 公共事業費	87	140	60.9
計		826	1,272	54.0
収支じり		911	899	-

(注) 財政年度は75年4月～76年3月。なお、本年2月に議会で財政年度を76年度から7～6月に変更し、76年4～6月の経過期間は75年度予算額の25%を暫定的に支出する旨決定。

社費(同+30.0%)、教育費(同+21.8%)などの経常支出(同+68.3%)も大幅に増加、このため総額では12.7億KDと前年度当初予算比+54.0%と著しく伸びているが、結局収支じりは、約9億KDと前年度当初予算並みの大幅黒字を計上。

◇豪州、石炭輸出税の引下げを発表

豪州政府は、さる8月17日発表した1976年度予算案において、前労働党政権によって昨年8月に新設された石炭輸出税を、①原料炭については段階的に引下げ3年内に全廃、②一般炭については即時廃止する旨明らかにした。

(1) 本措置の概要

イ. 原料炭の輸出税については、本年度は以下のとおり25%引下げるとともに、今後3年間に段階的引下げを行い79年度には全廃する。

現行輸出税		新輸出税	
強粘結炭	6豪ドル/トン	4.5豪ドル/トン	
弱粘結炭	2〃	1.5〃	

ロ. 一般炭の輸出税(現行2ドル/トン)を即時廃止する。

(2) 背景

政府は、資源・外資政策運用の弾力化方針に従って、4月には外資100%による資源開発もありうる旨発表

したが、今回の措置も、課税によるコスト増大が石炭開発に対する内外の新規投資を阻害しているとの判断から実施したものとみられる。

◇ニュージーランド、1976年度予算案を発表

ニュージーランド政府は7月29日、1976年度(76年4月～77年3月)予算案を議会に提出した(注)。本予算案は昨年11月に労働党から政権を引き継いだ国民党が初めて編成したものであるが、同国経済が直面しているインフレ、財政赤字、失業問題等に対処するため、増税を中心とした耐乏型予算となっている。本予算の規模および主要施策は次のとおり。

(注) ニュージーランドでは議会に予算案が提出されるのは、例年6～8月であり、予算決定までの間は前年度並みの暫定予算(Mini-Budget)が執行される慣習となっている。

(1) 予算規模

歳出は、社会保障費、保健・医療費等福祉関係支出を拡大する一方、行政費、運輸・通信施設費を削減することにより、4,597百万NZドルと前年度実績比+4.8%(前年度当初予算比+20.1%)にとどめている。一方、歳入は、売上税の引上げ等の増税対策を図り、3,750百万NZドルと前年度実績比+10.8%(前年度当初予算比+12.6%)となっている。この結果生じる赤字847百万NZドル(前年度実績赤字1,002百万NZドル)は、ユーロ資金の導入、公的対外借款、国債発行などにより賄われる予定。

(2) 主要施策

イ. 税収増加対策

(イ) 高級消費財(テレビ、ステレオ等)の売上税率を現行20%から30%に引上げるほか第一次産業以外に使用される機械の売上税を新設(税率10%)。

(ロ) 77年4月より法人税の課税基準を現行累進課税から一律45%(外資系企業は50%)課税方式に変更。

(ハ) 外国漁船の寄港税新設(船のサイズにより1～5千ドル課税)

(シ) 海外旅行税の新設(課税率10%)

ロ. 農業生産振興対策

(イ) 家畜飼養頭数増加対策として家畜単位当たり12NZドルの無利子の融資を実施。

(ロ) 若年層の農業定着対策として農村金融公社からの農地購入資金融資額を引き上げ。

ハ. 輸出産業、地域開発振興対策

輸出貢献企業に対し、今後購入される輸出品生産用の機械、プラントに対し20%の減価償却を認めるほか、地域開発貢献企業に対してもその開発の重要

ニュージーランドの1976年度予算案

(単位・百万NZドル)

		1975 年度 (当初)	1976年度	前年度比 増減(+)率
歳出	一般行政費	428	407	-4.9%
	外交・国防費	253	295	16.6
	教育費	592	694	17.2
	産業開発費	423	490	15.8
	運輸・通信施設費	248	203	-18.1
	社会保障費	944	1,130	19.7
	保健・医療費	561	667	18.9
歳入	債務償還・政府事業費	327	424	29.7
	その他とも計	3,827	4,597	20.1
歳入	税 うち所得税	3,197 2,400	3,580 2,600	12.0 8.3
	その他とも計	3,330	3,750	12.6
収支じり		△497	△847	—

度に応じて上記同様の設備に対し3ランク(5%、15%、20%)の減価償却を認める。従って地域開発最重点地域の輸出貢献企業は40%の減価償却が認められることになる。

二. 社会福祉対策

77年2月から国民老令年金制度を実施し、60歳以上の夫婦に対して平均賃金の70%を支給。

◇ニュージーランド、物価凍結、スト規制を実施

ニュージーランド政府は8月17日、時限措置としての物価凍結および労働組合のストライキ規制の方針を発表、翌18日から実施した。

(1) 物価凍結措置

イ. 本措置の概要

中古品、食肉、魚、家畜等を除くすべての品目(サービスを含む)の価格を次の2グループに分け凍結する。

Aグループ(建築資材、化学品、食料品、自動車、金物、サービス等)……76年末まで凍結。

Bグループ(Aグループの品目および免税品を除く全品目)……77年5月15日まで凍結。

ロ. 背景

同国政府は、輸入物価の上昇(75年末、前年同月比+33.3%)や公共料金の値上げ等を主因に国内物価が根強い騰勢を続けている(76年6月、消費者物価前年同月比+17.7%、卸売物価同+19.9%)ことから、さる6月賃金凍結を実施したが、同措置だけで

はインフレ対策として片手落ちとする労働組合の反発が強まったため今回の措置をとったものとみられている。

(2) スト規制措置

イ. 本措置の概要

労使関係を規定した「産業関係法」を修正し、①時間外勤務の拒否や怠業等の順法闘争もストライキと定義する、②一部労働者のストライキにより産業全体が影響を受ける場合(いわゆるrolling stoppage)、雇用者は影響を受けた部門の労働者を、ストライキに参加していない場合でも即座に解雇できる(従来は1週間前の事前通知が必要)。

ロ. 背景

本年6月に実施した賃金凍結措置に反対する労働総同盟(FOL)のストライキが多発し、産業活動や運輸部門が大きな影響を受けていることから、今次措置により、ストライキを実質的に禁止することをねらったもの。このような政府の高姿勢に対し今後の労働組合側の出方が注目されている。

◇パプア・ニューギニア、平価切上げを実施

パプア・ニューギニア政府は7月25日、キナ貨の対豪ドル・レートを1キナ=0.9975豪ドルから同1.0475豪ドル(対顧客売り相場)に5%(IMF方式)切上げ、翌26日から実施する旨発表した。

本措置について同国政府は、一次産品市況の回復を主因に国際収支が好転したことを背景として、国内インフレ対策のため輸入品価格の下落をねらったものと説明している。

共産圏諸国

◇ソ連、日本からバンクローンを取付け

ソ連外国貿易銀行は7月28日、日本輸出入銀行との間で総額1,132億円(注)の円建バンクローン受入契約に調印した。融資対象案件の内容は次のとおり。

- (1) 肥料プラント関係(融資金額278億円)……アンモニア・プラント1基(日産1,360トン)、尿素プラント1基(同1,500トン)。
- (2) 合成ゴム製造プラント関係(同278億円)……クロロブレン合成ゴム・プラント1基(年産5万トン)。
- (3) 石油ガス処理プラント関係(同576億円)……石油ガス処理プラント3工場(年間処理能力、3工場計100億m³)。

同国は本年初から第10次5か年計画に着手、経済の近

代化・効率化のため従来にも増して西側資本財・技術に対する依存度を強めているが、反面、外貨事情が75年以降急速に悪化しているため、このところユーロ市場等での資金調達やバンクローン等の取扱活動を活発に行っている。今回の日本からのバンクローン取付けもこうした同国の外貨調達活動の一環をなすもの。なお、この結果日本からのバンクローン受入累計額(コミットメント・ベース)は9件6,000億円に達した。

(注)日本輸出入銀行と市中銀行との協融総額。

日本からの既往バンクローン受入状況

対象案件名	契約時期	金額
南ヤクート原料炭開発	74年4月	1,263億円
極東森林資源開発	〃	1,626
ヤクーチヤ天然ガス探査	〃	74
アンモニア・プラント	75年7月	714
〃	76年3月	714
大口径钢管	76年4月	485

◆東ドイツ、1976年上半年経済実績を発表

東ドイツ中央統計局は7月末、本年上半期の経済実績を発表した。概要次のとおり。

- (1) 生産国民所得は、前年同期比+5.0%とほぼ前年実績、本年計画並みの伸びを達成した。
- (2) 鉱工業生産は、同+6.6%と本年計画目標(同+6.0%)を若干上回った。部門別には生産財、特に窒素肥料(同+51.2%)、工作機械(同+13.9%)、石油精製(同+13.8%)、等の高伸が目立つ一方、カラーテレビ(同+23.0%)、家具(同+8.7%)、衣類(同+7.9%)等も好伸びをみた。

東ドイツの主要経済指標

(単位・前年同期比増減(ー)率・%)

	1975年実績	1976年 計 画	1976年 上半期 実績
生産国民所得	5.0	5.3	5.0
鉱工業総生産	6.4	6.0	6.6
農業 〃	n.a.	1.4	n.a.
建設活動	7.5	6.3	6.6
投資	4.0	6.5	6.5
工業労働生産性	5.8	5.5	6.0
現金所得	4.0	4.0	3.0
小売売上高	3.6	4.0	3.4
貿易	15.0	9.7	n.a.
コメコン諸国向け輸出 〃からの輸入	75年上 半期 11.6	n.a.	14
西側先進諸国向け輸出 〃からの輸入	〃	n.a.	18
		n.a.	5
		n.a.	n.a.

伸した。

(3) 畜産物の政府買上げは、計画を達成した(計画達成率、食肉101.7%、牛乳105.1%、卵104.1%)。しかし、穀物、飼料等の生産は干ばつのため減少を余儀なくされた。

(4) 国民生活面では、現金所得が前年同期比+3.0%(前年同+4.0%)と伸び悩んだほか、小売売上高も同+3.4%と本年計画(同+4.0%)を下回った。

(5) この間貿易面では、コメコン域内貿易は輸出入ともに好伸したが、対西側貿易は前年同期を2%方下回った。

◆チェコスロバキア、1976年上半年の経済実績を発表

チェコスロバキア連邦統計局は7月末、本年上半期の経済実績を発表した。概要次のとおり。

- (1) 鉱工業生産は、前年同期比+6.0%と本年計画目標(前年比+5.5%)を上回る伸びを示した。これは主として、新規設備稼働に伴う労働生産性の上昇によるもので、部門別にはガス(前年同期比+19.3%)、窯業(同+9.4%)、化学(同+9.0%)、機械(同+9.0%)等が好伸びをみた。
- (2) 農業生産面では、干ばつと炎暑が穀物に悪影響を及ぼすものとみられ、対処策が講じられた。畜産物生産は前年を下回った(政府買上量、肉、前年同期比-3.1%、卵同一2.3%)。
- (3) この間小売売上高は、農業生産の不振に加え、輸出拡大のため消費財の国内供給増加が抑制されたこともあるって、前年同期比+3.0%(本年計画同+4.7%)と伸び悩んだ。
- (4) 貿易面では、輸出入とも全体の7割を占める対社会主义諸国貿易は輸入を上回る輸出の好伸から収支じり

チェコスロバキアの主要経済指標

(単位・前年同期比増減(ー)率・%)

	1975年 実績	1976年 計 画	1976年上 半期 実績
生産国民所得	5.4	5.0	n.a.
鉱工業総生産	7.0	5.5	6.0
農業 〃	-0.7	4.5	n.a.
建設活動	8.1	8.1	6.4
工業労働生産性	6.1	4.5	5.4
国民の現金所得	3.4	5.6	3.6
小売売上高	3.8	4.7	3.0
社会主义諸国向け輸出	17.8	6.6	15.0
その他 〃	-2.7	0.5	-4.0
社会主义諸国からの輸入	27.4	8.2	9.6
その他 〃	14.0	9.5	2.7

が大幅に改善したものの、対西側貿易は輸出不振から赤字幅がさらに拡大した。

◇ハンガリー、1976年上半年の経済実績を発表

ハンガリー政府はこのほど、本年上半期の経済実績を発表した。概要次のとおり。

- (1) 生産国民所得は、前年同期比 +3.0~3.5% と前年実績(前年比+5.0%)はもとより本年計画目標(同+5.0~5.5%)をも下回った。
- (2) 鉱工業生産は、前年同期比 +4.4% と本年計画目標(同+6.0%)を下回った。部門別には化学(前年同期比+12%)、電力(同+9%)等一部が好伸したもの、建設資材(同+3%)、軽工業(同+3%)、食品(同一-2.4%)等が振るわなかった。
- (3) 農業生産も、果物、野菜等が干ばつの影響をかなり受けた模様であり、この結果農産物の政府買上量は全体で前年同期比 -8.5% と大幅減少を示した。
- (4) この間小売物価は、期中 4.1% 上昇し、1人当たり実質所得はほとんど横ばいにとどまった。
- (5) 貿易面では、対社会主义諸国貿易が前年同期比 +7.6% と伸長した。一方、対西側貿易については、輸出が微増にとどまったものの輸入規制の強化により輸入が著減したため、対西側貿易収支赤字は 2.5 億ドルと前年同期比半減した。

ハンガリーの主要経済指標

(単位・前年同期比増減(-)率・%)

	1975年 実績	1976年 計画	1976年 上半期 実績
生産国民所得	5.0	5.0~ 5.5	3.0~ 3.5
鉱工業総生産	5.0	6.0	4.4
農業〃	1.0~ 2.0	3.5~ 4.0	n.a.
投資	17.0~18.0	1.0~ 2.0	—
工業労働生産性	5.6	6.0	n.a.
1人当たり実質所得	4.0	3.0	(名目) 4.8
小売売上高	5.4	4.0~ 5.0	n.a.
小売物価	3.5	4.5	4.1
貿易総額うち 対社会主义諸国貿易	23.9	n.a.	— 2.0
対西側輸出	37.0	n.a.	7.6
〃輸入	0.3	n.a.	3.0
	4.1	n.a.	— 19.0

◇ハンガリー、1975年末外貨準備高を公表

ハンガリー国立銀行は、このほど発行した同行年報において同国の75年末外貨準備高を公表した。これによると、75年末の外貨準備高は 14.6 億ドル(金、外貨、外貨

証券等を含む、公定商業レート<75年末 1 ドル=40.88 フォリント>換算)で、74年末の 7.5 億ドルと比較して大幅に増加している。同国の貿易収支が大幅悪化を示す中で、このように外貨準備高が急増したのは、主として同国がユーロ市場等において長短外資の導入を積極的に実施したためとみられる。

◇ユーゴスラビア、新 5か年計画を決定

ユーゴスラビア連邦議会は 7月末、1976~80 年経済計画を承認した。前 5か年計画が国際収支不均衡の拡大、インフレの高進(小売物価年平均上昇率 20.3%)、成長目標の未達など、不芳な結果に終ったことを踏まえ、新計画では、輸出産業の振興と輸入代替産業の育成による貿易赤字幅の拡大抑制、原燃料、食品等不振業種の大幅増産によるインフレ抑制、インフラストラクチャの整備、地域間の所得格差縮小を重点課題とし、成長目標を前計画実績比若干引上げている。

新計画の概要次のとおり。

- (1) 社会的総生産(注)は、年平均 +7.0% と前計画実績(年平均 +6.2%) を上回る計画。
- (2) 鉱工業生産は、年平均 +8.0% とほぼ前計画実績並みの伸びを計画。部門別には輸出促進、国内需要充足の観点から、エネルギー(石炭同 +12.9%、電力同 +9.2%)、原材料(鉄鋼同 +16.4%、石油精製同 +14.0%)、機械製造、造船、農産加工の各部門を重視。
- (3) 農業生産は、年平均 +4.0%(前計画実績同 +2.7%) とやや高めの目標を設定。特に穀物については大幅増産(同 +6.6%) によって自給体制の確立を目指し、とうもろこしについては輸出商品化を計画。
- (4) こうした増産計画達成のため、生産部門向け投資をさらに拡大(年平均 +8.5%、前計画実績同 +6.2%) するほか、輸送、観光部門にも重点投資する方針。

ユーゴスラビアの主要経済指標

(単位・年平均増加率・%)

	1971~ 75年計画	同 実 績 見 込 み	1976~80 年 計 画
社会的総生産	7.5	6.2	7.0
鉱工業〃	8.0	8.1	8.0
農業〃	3.5	2.7	4.0
生産部門向け投資	8.0	6.2	8.5
雇用	7.0	4.3	3.5
労働生産性	5.0	2.5	4.0
輸出	12.0	(注) 2.6	14.0
輸入	10.0	(注) 5.9	10.0

(注) 実質ベース、名目増加率は輸出 19.3%、輸入 21.8%。

(5) 対外面では、前計画期間中貿易収支赤字幅が急拡大(70年12.0億ドル、75年36.4億ドル)したことから、輸出促進(年平均+14.0%、前計画実績同+2.6%)に特に注力する方針。もっとも、経済近代化の必要上輸入(同+10.0%、75年実績77億ドル、輸出の1.9倍)の伸長が見込まれているため貿易赤字幅はさらに拡大する見通し。なおこうした貿易赤字の拡大については、観光収入の増加(75年10億ドル、80年16億ドル)や商船隊拡充による運賃収入の増加などでカバーする計画。

(注) 物的生産部門の生産額総計。

◇アルバニア、新5か年計画を発表

アルバニア労働党中央委員会はこのほど、第5次5か年計画(71~75年)の実績および第6次5か年計画案を発表した。概要は次のとおり。

1. 第5次5か年計画実績。

- (1) 生産国民所得は、年平均+6.7%と計画目標(同+9.2~9.9%)を大幅に下回った。
- (2) 鉱工業生産は、年平均+8.7%と計画を下回った。部門別には、天然ガス、機械等が好伸したもの、原油(年平均+4.2%)、石炭(同+7.6%)、化学(同+7.9%)等が伸び悩んだ。
- (3) 農業生産は、年平均+5.9%と計画の約半分の伸びにとどまった。
- (4) 国民生活関係では、1人当たり実質所得(年平均+2.7%)、小売売上高(同+6.2%)とも計画目標の下限にとどまった。

2. 第6次5か年計画案の概要

- (1) 生産国民所得は、年平均+6.7~7.0%とほぼ前計画実績並みの伸びを計画。
- (2) 鉱工業生産は、年平均+7.1~7.6%と前5か年計画実績を下回る計画。部門別にはエネルギー(電力、石炭)、金属・同加工(鉄鋼、ニッケル)、化学等生産財部門の増産を重視、反面軽工業(同+4.6%)、食品(同+4.4%)等消費財部門の伸びを低く設定している。
- (3) 農業生産は、年平均+6.5~7.0%と前計画実績をやや上回る目標を設定、食料の自給体制確立を目指している。品目別には穀物、ビート、牛乳等の増産を重視している。
- (4) この間投資は、年平均+6.2~6.7%(前計画実績、同+8.9%)の伸びにとどまり、総投資額の大半は鉱工業部門に配分される計画。
- (5) 国民生活面では、1人当たり実質所得、小売売上高の各増加率が前計画実績をさらに下回る計画。

アルバニアの主要経済指標

(単位・年平均増加率・%)

	71~75年 計 画	同 実 績	76~80年 計 画
生 産 国 民 所 得	9.2~ 9.9	6.7	6.7~7.0
鉱 工 業 総 生 産	10.0~10.7	8.7	7.1~7.6
農 業 ク	10.5~11.1	5.9	6.5~7.0
投 資 (注)	n.a.	8.9	6.2~6.7
1 人 当 り 実 質 所 得	2.7~ 3.2	2.7	2.1~2.7
輸 送 量	n.a.	7.7	5.4~5.7
小 売 売 上 高	6.3~ 6.8	6.2	4.1
貿 易	13.2	n.a.	n.a.

(注) 前5か年計画実績比増加率の年率値。